

ID: 24

担当部署: 産業観光課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町造林補助金交付申請事務代行手数料条例 第2条第1項		
例規番号	昭和41年 条例第10号		
<p>【根拠条文】 第二条 第一条第一項の事務の代行を依頼した者は、造林補助金交付申請事務代行手数料(以下「手数料」という。)を納付しなければならない。 2 前項の手数料は、補助金額の一割とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日